

渋川市手話言語条例

渋川市では、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者及び手話への理解を深め、地域で支え合い、お互いの個性と人格を尊重し合い共生する社会の実現を目指し、「渋川市手話言語条例」が平成29年4月1日に施行されました。

条例の概要

この条例では、渋川市、市民、教育機関、事業者、医療機関、それぞれの役割を定めています。

渋川市としては

次の4つの施策を総合的かつ計画的に実施します。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の発信及び手話による情報の取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通支援に関する施策
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に係る施策

市民の役割

手話への理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めること

事業者の役割

ろう者が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努めること

教育機関の役割

手話を必要とする幼児、児童、生徒がいる場合、必要な支援を受けられるよう努めること

医療機関の役割

ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めること

※条例の全文は、渋川市のホームページ (www.city.shibukawa.lg.jp/kenkou/fukushi/syougaisya/p004627.html) からダウンロードできます。

手話とは

手話とは、手指と腕の動きや表情によって視覚的に表現する言葉です。

手話は、ろう者が「手話は、ろう者のいのち」といい、大切に受け継いできた言語活動の文化的所産です。

耳の聞こえない人の困りごと

ろう者は、音によって周囲の状況を判断することが難しいです。

耳が聞こえないことは周りの人からはわかりづらく、音の聞こえの程度も様々です。

そのようなときは、手話や身振り、筆談などで対応してくれるとうれしいです。